

2018年11月6日

埼玉県知事

上田 清司 様

社民党埼玉県連合

代 表 武井 誠

副代表(嵐山町議) 河井 勝久

副代表(鴻巣市議) 中野 昭

## 2019年度県政要望について

県民福祉の向上を目指し、ご努力いただいていることに対して敬意を表します。

9月20日に発表された平成30年度埼玉県政世論調査(中間報告・速報)では「県民の暮らし向きの状況は、ほぼ横ばい」と分析されていますが、やや格差の広がりを感じさせる数値の変化も見られます。また、調査だけではつかみきれない実態、厳しい経済状況の中で生活せざるを得ない方々の生の声が、私たちのもとに届いています。

いわゆる「2025年問題」は、高齢者の問題にとどまらず、他のあらゆる世代を含めた総合的な福祉政策が求められています。国の施策を待つだけではなく、先進的な県政の取り組みを期待し、以下58項目の要望をいたします。

### 記

#### I、埼玉から「平和・脱原発」の発信を

1. 米軍の欠陥機オスプレイにかかわる動きが本県を含め首都圏で目立っています。東京・横田基地へのCV22の正式配備が本年10月から始まりましたが、それより先の7月2日には事前の説明がないまま、米軍所沢通信基地に初めて離着陸しました。県や所沢市などは説明を求めましたが、米軍は「今後も飛来させる可能性がある」と回答したと伝えられています。その後もオスプレイの飛来は県内各地で目撃されており、飛来中止を求める声が高まっています。事故や騒音など、本県への影響が当然のことながら懸念されます。

オスプレイの横田基地への配備の撤回、飛来の中止を求めるとともに、関係自治体に飛行や訓練に関する正確な情報提供を行うこと。

2. 安全保障関連法(戦争法)の成立(15年9月)と施行(16年3月)を受けて、その具体化といえる動きが県内で進んでいます。陸上自衛隊朝霞駐屯地では本年3月に陸上総隊司令部が新設されました。陸上総隊司令部は戦争司令部ともいべき組織です。また航空自衛隊入間基地にかかわっては大型輸送機C2の20年以降の配備や自衛隊病院を新設する計画があります。有事に際し

てはいずれの基地も攻撃目標となる可能性があり、市民生活への重大な影響が懸念されます。

こうした動きの詳細について関係機関から把握し、関係自治体に情報を伝えるとともに、地方自治と現憲法の平和主義を守る立場から対応すること。

3. 朝鮮半島をめぐる情勢は、緊張から平和へとこの1年で劇的に変化しました。この間の事態の推移は、武力で平和は生まれないこと、対話と外交努力こそが紛争解決の鍵であることを改めて教えてくれました。

唯一の戦争被爆国としてリーダーシップを発揮し、北東アジア全体の非核化を強く政府に求めていくこと。

4. 憲法がうたう「表現の自由」「集会の自由」は民主主義社会の根幹であり、自治体はそれを保障する役割があります。しかし、さいたま市の公民館報に「政治的」だとして俳句が掲載されなかった問題をめぐって、さいたま地裁、そして東京高裁は「思想や信条を理由にした不公正な取り扱い」として市に賠償を命じました。ところが、市はこの判決を受け入れず上告しました。

県は今後も憲法の「表現の自由」「集会の自由」を保障する見地から対応すること。

5. 戦後73年を経過して戦争の悲惨さと平和の尊さを発信することは自治体の重要な責務です。特に県平和資料館に期待される役割は大きいといえます。

企画や運営にあたっては広く県民の意見を取り入れながら、被害と加害の事実をありのままに伝え、あらゆる国との友好的関係に資すること。

6. 福島第一原発事故から7年8カ月が経過しましたが、県内への避難者は3,561人を超えるという調査もあります（18年1月現在、埼玉県及び復興庁調べ）。古里に帰りたくても放射線量や生活上の不安などから帰ることができないのです。ところが国は17年3月にはこれらの人々への住宅支援を打ち切りました。一部の自治体では援助が継続されましたが、避難の継続を希望する避難者が安心して将来にわたっても埼玉で暮らし続けられるように避難者に寄り添う支援を求めるものです。

原発事故避難者への住宅支援を継続すること。合わせて避難者の実態を早急に調査し、きめ細かな支援を行うこと。

7. 空間放射能測定や給食食材及びプールの放射能測定及び除染土の保管などにかかわる費用の自治体負担をなくすために東京電力へ賠償を求めること。
8. 太陽光や小水力発電など、県の環境に適した自然エネルギーの有効活用に向けた施策をいっそう強化すること。
9. 企業や工場の誘致は地域経済の発展や活性化につながる場合が多いといえます。しかし、なかには軍需生産、あるいは環境の破壊につながるのではないかと疑念が生じるケースも散見されます。

企業や工場の誘致にあたっては、その内容を十分に精査し、住民の理解を得られるものに絞ること。

## Ⅱ、県民の生活を守るために

1. TPP11 及び FTA から県民の暮らしを守るため、国の対応を注視し、県民に対する十分な情報開示と明確な説明に努めること。国内の農業やサービス事業に与える影響を十分に配慮し、県内の状況から国への要請を早急に行い、万全の対策を講ずること。
2. 大学生の約半数が奨学金を使っている事実を直視し、平成 30 年度から始まった国の給付型奨学金制度はたいへん不十分な制度であり、拡充を求めること。  
さらに、国の給付型奨学金の不備を埋めるために県独自の給付型奨学金制度を創設すること。
3. 憲法に則り、公的教育の無償化に向けた学校給食費の無償化対策を講ずること。
4. 県の学力テストについて総括し、教員及び子どもの負担をどのように削減するのか公表すること。
5. 子どもの医療費補助は、県内の自治体のほとんどが中学校卒業までとなっている。よって、県の医療費補助対象年齢を引き上げ中学校卒業までにすることにより、県内の自治体の子ども医療費制度がさらに進むようにすること。
6. 準学校法人埼玉朝鮮学園に対する運営費補助金について、他の外国人学校との法の差別的取り扱いをやめて、補助金支給を早急に行うこと。朝鮮半島の情勢と日本政府の外交政策が大きく変わろうとするとき、埼玉県による在日朝鮮人児童・生徒への差別をなくし、早急に補助金支給凍結を解除すること。
7. 2020年4月1日から会計年度任用職員制度が始まりその条例化が必要であることから、埼玉県においても多数の臨時・非常勤職員が雇用されているので、以下の対応を講ずること。
  - ①現在の臨時・非常勤職員の労働条件と職場配置の実態を明らかにし、条例制定にあたっては自治労県職労・日教組埼玉など関係労働組合と十分な協議を行うこと。
  - ②非常勤特別職に労働者性の強い職を残さないこと。
  - ③会計年度任用職員に移行するものは可能な限りフルタイムとすること。
  - ④短時間勤務職員にも一時金を支給するよう条例制定すること。
8. 最低賃金の 7.2%しか上回っていない県の臨時職員日額は、常勤職員との比較において均等を考慮したものではないことから、厳正に対処すること。  
また、最低賃金については、国に対し時給 1500 円をめざすよう申し入れる

こと。

9. 公契約条例・公共サービス基本条例の制定をについて、改めて要望する。行政の経済活動である公共工事や委託事業については、透明性はもちろんのこと経済合理性や民間事業者に対する指導的立場も同時に求められている。公共工事を請け負う土木・建築業界は下請けなどの多重構造が原因で、これに携わる労働者の賃金が限りなく低下していく構造を持っている。近年、労働者不足により若干の改善がされているが、下請け・孫請け労働者にはその恩恵が行き届いていない。また、最近明らかになった大手企業によるデータ改ざんなどは公共事業に大きな影響が出ている。委託事業においても価格競争が労働者賃金の確保を困難にしている事例がたくさん見られる。

公契約条例は単に労働者の賃金を保障するだけでなく、公共サービスの品質保証にも資するものであることから、公契約条例を制定すること。

10. 県教育委員会の障がい者雇用率水増しに関して早急に対応し、共生社会実現に向け、民間の範となるよう努めること。
11. 重度心身障がい者は、長期にわたり継続的な治療を続けながら生活し、一生継続する場合も考えられる。重度心身障害者医療助成制度が経済的な支えとなっていることは明らかだ。例えば、人口血液透析治療中の方は自己負担上限額の 4 万円の支援は大きな支えとなっている。この制度の所得制限の導入は、医療機関の受診をためらうなど健康を損ねることが懸念され、すべての重度心身障がい者が適切な医療を受けられるよう、重度心身障害者医療助成制度の所得制限の導入を撤回すること。
12. 相変わらず、人口 10 万人対常勤換算医師数は全国最下位である。県民の命と健康を守るために病床数拡充と医師確保のための有効な対策を続けて行うこと。
13. 地域医学生に対する奨学金制度において、埼玉医科大学 1 名、順天堂大学 2 名分の新規貸し付け枠増に関しては、両大学の女子大学生入学差別に重大な関心を持って対応すること。
14. 県内医師の働き方改革を推進するため、常勤医師の労働時間及び勤務間インターバル制度等について実態把握をし、医師のワーク・ライフ・バランスを図ること。
15. 介護・保育・学童保育等のサービスの質を重視した面積基準・配置基準・労働者の待遇などの改善を図るよう国に働きかけること。さらに市町村が監査を強めるよう、働きかけること。
16. 2018 年度から始まった県単位化の国民健康保険制度について、引き続き被保険者の保険料負担及び市町村の負担増とならないよう、万全の策を講ず

ること。

17. すべての県立高校に防災倉庫と防災用品を備えること。また、防災ガイドマ

ップの徹底を図ること。

18. 全県民の人権が尊重される安心・安全な埼玉県にするため、人種や障がいおよびLGBTなど性的少数者への差別を禁じヘイトスピーチなどの表現活動の規制やヘイトクライムなどを許さない差別禁止条例を早急に作ること。条例には、差別の申し立てや対処のシステムを盛り込み、実効あるものにする

### III、地域要望

1. 県営権現堂公園の充実と安全・安心対策について(幸手市)

① 4号公園は幸手市民の緊急避難場所になっている。よって、自然災害等による停電、水道断水時の公園内照明・トイレや飲料水対策を講じること。

② 駐車場から堤までの車椅子用道路を整備すること。

③ 2号公園は施行中だが、バーベキュー広場を設けること（自然災害が多発する中、薪などによる調理を学ぶ場所として）。

2. 高麗川、越辺川、葛川等の洪水対策について、広域的な調査結果の分析に基

づいて協議し、早急に改善すること。(坂戸市)

3. 信号機、横断歩道の設置など、通学路の安全対策をめぐる学校、地域からの

要望に対して、市との協議に誠意をもって対応すること。(坂戸市)

4. 米軍キャンプ朝霞跡地利用について(朝霞市)

① 朝霞市の中心に残っている米軍キャンプ朝霞跡地(国有地19.1ヘクタール)で検出されたダイオキシン類、飛散性アスベスト、鉛等の有害物質の除去並びに地下構造物の撤去は、国の責任で行うよう国に働きかけを行うと共に、有害物質の処理が適切に実施されるよう管理をすること。

② 米軍キャンプ朝霞跡地の地元利用、整備にあたっては朝霞市と連携をとり、財政援助等の支援をすること。

③ 米軍キャンプ朝霞跡地内への元国家公務員宿舎予定地3ヶ所(朝霞の森)は国と朝霞市で管理委託契約が締結され、今年8月に契約が更新され、引き続き2年間の暫定利用が可能となり、多くの県民の利用する広場として活用されている。今後も暫定利用期間の延長が図られるよう国に働きかけ、長期間、安心して県民の利用が図れるよう務めること。

- ④ 朝霞基地跡地の公園用地地元利用に当たっては国有財産法第 22 条に基づき、朝霞市に無償貸付するよう国に働きかけること。
5. 埼玉県独自の公立小・中学校、少人数学級の継続と拡充をすること。(毛呂山町)
  6. 旧毛呂山高校の跡地利用(利活用)を関係自治体と連携し、安全・安心確保のため、迅速に推進すること。(毛呂山町)
  7. 毛呂山町西大久保地内(毛呂山町西大久保 733)の変形 5 差路交差点(事故多発)の県道改良工事及び信号機設置をすること。(毛呂山町)
  8. 毛呂山町西大久保地内(毛呂山町西大久保 1004-2)の葛川放水路による住宅浸水対策を緊急に取り組むこと。(毛呂山町)
  9. 毛呂山町玉林地区の県道(ときがわ坂戸線:毛呂山町大字川角 2263-1)の冠水対策を引き続き行うこと。(毛呂山町)
  10. 毛呂山町西大久保地区の葛川側道・堤の崩れ、補修工事(全長 70m=連結する工事。毛呂山町西大久保 251)を早急に取り組むこと。(毛呂山町)
  11. 県が実施する新河岸川合流点改修対策を早急に完成させること。(富士見市)
  12. 国道 254 バイパスから富士見市勝瀬小学校までの土手をかさ上げすること。(富士見市)
  13. 県道三芳富士見線の東武東上線部分を立体化すること。(富士見市)
  14. 県道三芳富士見線交差点(富士見市役所前)をスクランブル化すること。(富士見市)
  15. 県道ふじみ野朝霞線交差点(富士見市鶴瀬小学前)を歩道分離信号機化すること。(富士見市)
  16. 県道ふじみ野朝霞線交差点(富士見市谷津幼稚園脇)を拡幅し、安全に右折ができるようにすること。(富士見市)
  17. 県道杉戸久喜線(JR 宇都宮線西側部分)の都市計画道路完成に向けて、とりわけ JR 宇都宮線のオーバブリッジから県道上尾久喜線の工事を早急に着手すること。(久喜市)
  18. 県道杉戸久喜線の県立久喜高等学校東側の横断歩道に、手押し式信号機を早急に設置する要望の回答は「信号待ちの安全に退避する場所がない」とのことだが、毎日、横断者の安全が脅かされていることを十分に考慮し、再考を求める。(久喜市)
  19. 県道川越栗橋線の歩道整備(国道 122 号線バイパスから東北自動車道)を早急に進めること。(久喜市)
  20. 東鷲宮地区の道路及び住宅への冠水対策として、中川一級河川の整備を早急に進めること。(久喜市)
  21. 菖蒲地区に完成したバスターミナルの利便性を高めるため、羽田空港への高

速バス乗り入れの実現に向けて働きかけること。(久喜市)

22. 県道川越栗橋線と県道杉戸久喜線の交差点において、県道川越栗橋線側では慢性的に渋滞が発生している。新たに物流倉庫が完成したことで、更なる渋滞が予測されるので、交差点を改良すること。(久喜市)
23. 県道川越栗橋線の東北自動車道のオーバークリッジから、国道 122 号線の間は慢性的な渋滞が起きている。市道 9 号線の交差点を改良し右折専用レーンを設けること。(久喜市)